

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第68条の15の2（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）</u> 関係</p>	<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 4 款 航空機</p> <p>第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 18 《保全事業等資産の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 20 の 2 《開発研究用設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 21 《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 24 《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 25 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 26 《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する<u>指定中小企業者</u>の機械等の割増償却》関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第 68 条の 32 《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>	<p>第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 4 款 航空機</p> <p>第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 18 《<u>特定中核的民間施設等</u>の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 19 《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 20 の 2 《開発研究用設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 21 《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 24 《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 25 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 26 《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する<u>特定組合等の構成員等</u>の機械等の割増償却》関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第 68 条の 32 《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>

第 68 条の 33 (漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 49 (ガス熱量変更準備金) 関係

第 68 条の 50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 68 条の 33 (漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係

第 68 条の 39 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 47 (特定都市鉄道整備準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 49 (ガス熱量変更準備金) 関係

第 68 条の 50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

第 68 条の 52 (日本国際博覧会出展準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済核燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第4章 削 除</p>	<p>第4章 削 除</p>
<p>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>
<p>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>	<p>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>
<p>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</p> <p>第68条の64（農用地利用集積準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>	<p>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</p> <p>第68条の64（農用地利用集積準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>
<p>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>	<p>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>
<p>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>

第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係

第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係

第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

改 正 後	改 正 前
第2款 事業の用に供したことの意義等	第2款 事業の用に供したことの意義等
第3款 圧縮限度額の計算等	第3款 圧縮限度額の計算等
第4款 特別勘定	第4款 特別勘定
第5款 その他	第5款 その他
第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係	第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係
第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係	第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係
第68条の85の2（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係	第68条の85の2（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係
第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例	第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例
第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係	第68条の86（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係
第1款 特殊の関係	
第2款 比較対象取引	
第3款 独立企業間価格の算定	
第4款 利益分割法の適用	
第5款 取引単位営業利益法の適用	
第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用	
第7款 申告調整等	
	第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例
	第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係
	第1款 特殊の関係
	第2款 比較対象取引
	第3款 独立企業間価格の算定
	第4款 利益分割法の適用
	第5款 取引単位営業利益法の適用
	第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用
	第7款 申告調整等

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

第12章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第68条の93の2～第68条の93の5《連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第68条の95《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第68条の99《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第68条の102《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第68条の103《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係

第68条の103の3《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

第68条の104及び第68条の105《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

第68条の105の2《連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》
関係

第68条の108《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第68条の90～第68条の93《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第15章 連結法人のその他の特例

第68条の94《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第68条の95《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第68条の99《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第68条の102《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第68条の103《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係

第68条の103の3《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

第68条の104及び第68条の105《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

第68条の108《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 109 (連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用) 関係	第 68 条の 109 (連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用) 関係

二 第 68 条の 10～第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共) - 3 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び中小小売商業振興法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、68 の 9－12 の取扱いを準用する。</u></p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共) - 4 <u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 12 まで、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、……</u> ………</p> <p>(注)1 …………… 2 ……………</p>	<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共) - 3 <u>中小企業経営革新支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、中小小売商業振興法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び中小企業流通業務効率化促進法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、68 の 9－12 の取扱いを準用する。</u></p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共) - 4 <u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、……</u> ………</p> <p>(注)1 …………… 2 ……………</p>

三 第 68 条の 10 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 10 - 1 連結法人が、措置法第 68 条の 10 第 2 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 10 - 1 連結法人が、措置法第 68 条の 10 第 2 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を<u>同条第 1 項</u>か<u>こ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業</u>の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>

四 第 68 条の 12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度のうちにおいて特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 12 - 1措置法令第 39 条の 42 第 1 項又は<u>第 12 項</u>..... (注)</p>	<p>(連結事業年度のうちにおいて特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 12 - 1措置法令第 39 条の 42 第 1 項又は<u>第 15 項</u>..... (注)</p>
<p>(連結事業年度のうちにおいて大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68 の 12 - 4 (注)措置法令第 39 条の 42 第 1 項又は<u>第 12 項</u>.....</p>	<p>(連結事業年度のうちにおいて大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68 の 12 - 4 (注)措置法令第 39 条の 42 第 1 項又は<u>第 15 項</u>.....</p>
<p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p> <p>68 の 12 - 7 (注) <u>同項第 8 号</u>.....</p>	<p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p> <p>68 の 12 - 7 (注) <u>同項第 7 号ロ</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(総収入金額)</u></p> <p><u>68の12-9の2 連結法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)における試験研究費割合(措置法令第39条の42第9項に定める割合をいう。以下68の12-9の3において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額(以下68の12-9の3において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</u></p> <p><u>68の12-9の3 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第68条の78第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</u></p> <p><u>68の12-9の4 措置法令第39条の42第9項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)</u></p>

(2) 措置法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金若しくは清算金（収用等の対価に該当するものに限る。）の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額

(3) 措置法第 68 条の 80 の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第 1 項に規定する交換譲渡資産の価額

(4) 借地権の譲渡対価の額

(5) 令第 138 条第 1 項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額

(6) 措置法第 68 条の 86 第 1 項に規定する特定共同出資により取得した株式又は出資のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時における価額の合計額

(注) 1 法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。

2 不動産売買業を営む連結法人の有する土地又は建物であっても、当該連結法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該連結法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、固定資産に該当する。

(廃 止)

(試験研究費の額の範囲)

68 の 12 - 9 の 5 措置法令第 39 条の 42 第 9 項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。

(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、68 の 9-4 の取扱いは適用しない。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>68 の 12 - 12 リース契約 (<u>措置法令第 39 条の 42 第 11 項第 1 号</u>……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>68 の 12 - 13 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 42 第 11 項第 3 号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>68 の 12 - 14 <u>措置法令第 39 条の 42 第 12 項</u>……………</p>	<p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>68 の 12 - 12 リース契約 (<u>措置法令第 39 条の 42 第 14 項第 1 号</u>……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>68 の 12 - 13 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 42 第 14 項第 3 号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>68 の 12 - 14 <u>措置法令第 39 条の 42 第 15 項</u>……………</p>

五 第 68 条の 15 の 2 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 15 の 2 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(<u>他の者から支払を受ける金額の範囲</u>)</p> <p><u>68 の 15 の 2 - 1 措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、同条第 3 項第 1 号に規定する教育訓練費 (以下「教育訓練費」という。) の額から控除する「他の者 (当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p>(1) <u>国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u></p> <p>(2) <u>販売業者等である連結法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

連結法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額

(教育訓練費の範囲)

68の15の2-2 教育訓練費は、連結法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第39条の45の2第2項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該連結法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該連結法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該連結法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の教育訓練費の額の合計額)

68の15の2-3 適用連結事業年度(措置法第68条の15の2第1項及び第2項に規定する各連結事業年度をいう。以下同じ。)の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の教育訓練費の額の合計額には、当該適用連結事業年度が設立事業年度である連結法人の教育訓練費の額が含まれることに留意する。

(分割型分割が行われた場合の比較教育訓練費の額)

68の15の2-4 連結法人が連結親法人事業年度(法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)の途中で当該連結法人を分割法人と

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>する分割型分割を行った場合には、当該分割の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額は、当該分割の日を含む連結事業年度における措置法第 68 条の 15 の 2 第 3 項第 2 号に規定する比較教育訓練費の額の計算の基礎となることに留意する。</p> <p>連結法人が連結親法人事業年度の中で連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額についても、同様とする。</p> <p>（中小連結親法人であるかどうかの判定の時期）</p> <p>68 の 15 の 2 - 5 <u>連結親法人が中小連結親法人（措置法第 68 条の 15 の 2 第 2 項に規定する中小連結親法人をいう。）に該当するかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>（申告に係るその控除を受けるべき金額）</p> <p>68 の 15 の 2 - 6 <u>措置法第 68 条の 15 の 2 第 5 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68 の 9 - 13 の取扱いを準用する。</u></p> <p>（教育訓練費の個別増加額）</p> <p>68 の 15 の 2 - 7 <u>措置法令第 39 条の 45 の 2 第 11 項第 1 号イにいう「教育訓練費の個別増加額」とは、各連結法人の同号イの「教育訓練費の額」が当該各連結法人の同号イの「比較教育訓練費の額」を超える場合のその超える部分の金額をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>